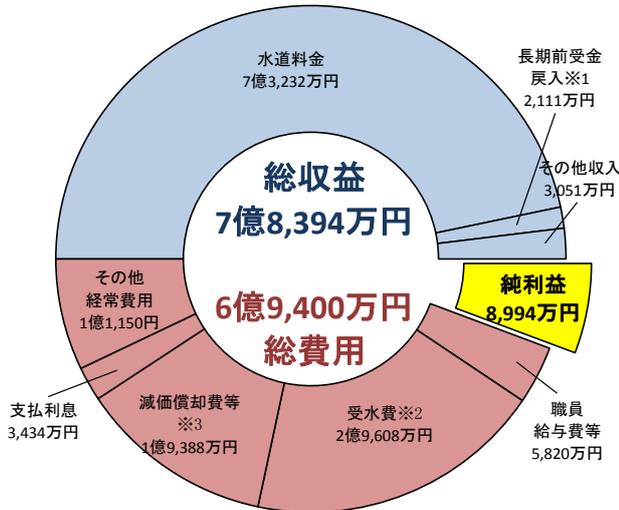


## ■ 水道事業 平成26年度決算(平成27年3月31日現在)

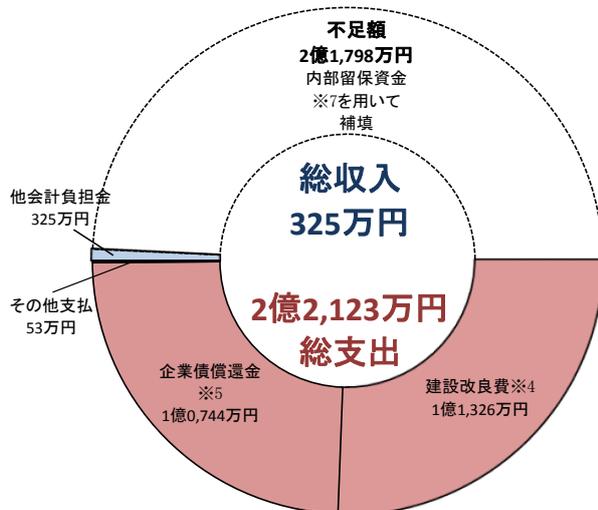
### 【収益的収支(消費税抜き)】

水をお届けするための収支



### 【資本的収支(消費税込み)】

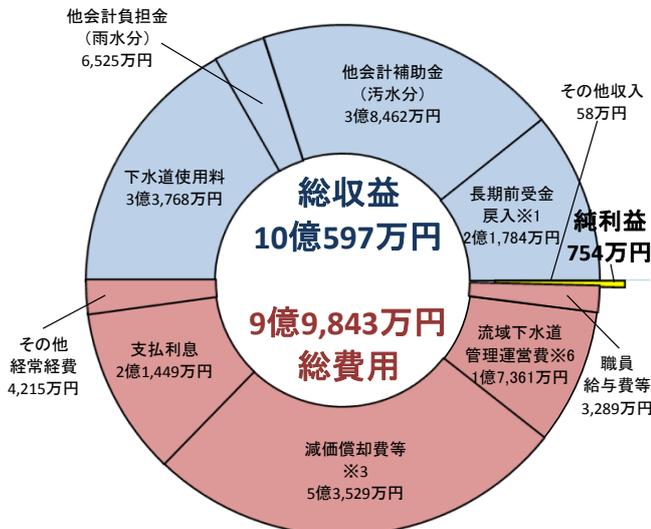
施設を建設・更新するための収支



## ■ 下水道事業 平成26年度決算(平成27年3月31日現在)

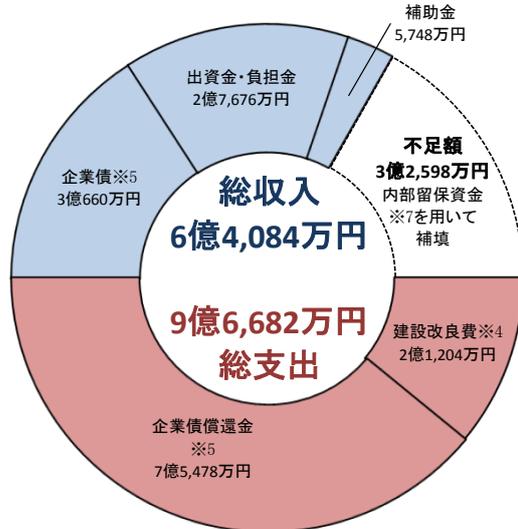
### 【収益的収支(消費税抜き)】

汚水・雨水を処理するための収支



### 【資本的収支(消費税込み)】

施設を建設・更新するための収支



《解説》※1:長期前受金戻入=資産取得時に国などから受けた補助金や受益者負担金を、その資産の減価償却期間に分割して収益化するものです。平成26年度より公営企業会計制度が改正され、新たに計上されることになりました。  
 ※2:受水費=本市では水道用水の全てを山形県(置賜広域水道)から受水しており、その購入費です。  
 ※3:減価償却費=長期間使用される固定資産(設備等)の取得費を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分したものです。  
 ※4:建設改良費=水道や下水道施設の建設や更新、配水管や下水道管などの布設や改良工事を行う事業費です。  
 ※5:企業債=施設整備のための借入金です。償還金は、企業債の元本返済分です。  
 ※6:流域下水道管理運営費=本市の公共下水道は、山形県の最上川流域下水道(置賜処理区)に接続して処理しており、その負担金です。  
 ※7:内部留保資金=減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金や、利益の積立金を内部留保資金といいます。この資金を、資本的収支の不足分に充てています。